第五条の四第三項を削り、同条第四項中「第十条の二の二第一項第一号ニ」を「第十条の二の二第一項第一号ハ」に改め、「に著しく資するもの（電気及び熱の効率的な利用に資するものを除く。）」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項から第八項までを一項ずつ繰り上げ、同条第九項中「第十条の三第三項及び第四項」を「第十条の三第五項から第七項まで」に改め、「第十条の五の四第一項」の下に「、第十条の五の五第五項及び第六項」を加え、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第十二項とする。

第五条の五第三項中「一式とする」を「一式」に改め、同条第七項中「第十条の三第三項」を「第十条の三第五項」に改め、同条第八項中「第十条の三第三項」を「第十条の三第五項」に、「及び同条第四項」を「から同条第七項まで」に改め、「第十条の五の四第一項」の下に「、第十条の五の五第五項及び第六項」を加え、同条第九項中「第十条の三第四項」を「第十条の三第七項」に、「及び法第十条の三第三項」を「並びに法第十条の三第五項及び第六項」に、「同項」を「これら」に、「同条第四項」を「同条第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　法第十条の三第六項の規定による控除をすべき金額は、その年分の所得税法第九十二条第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税額から控除する。この場合において、当該所得税額から控除をすべき同条第三項に規定する配当控除の額及び法第十条の三第五項の規定による控除をすべき金額があるときは、まず当該配当控除の額及び同項の規定による控除をすべき金額を控除し、次に同条第六項の規定による控除をすべき金額を控除する。

第五条の六第五項中「第十条の三第三項及び第四項」を「第十条の三第五項から第七項まで」に改め、「第十条の五の三第三項及び第四項」を「第十条の五の五第五項及び第六項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第七項中「第十条の三第三項及び第四項」を「第十条の三第五項から第七項まで」に改め、「第十条の五の四第一項」の下に「、第十条の五の五第五項及び第六項」を加える。

第五条の六の二第六項中「第十条の三第三項及び第四項」を「第十条の三第五項から第七項まで」に改め、「第十条の五の四第一項」の下に「、第十条の五の五第五項及び第六項」を加える。

第五条の六の三第二項中「一式とする。」を「一式」に改め、同条第五項中「第十条の三第三項及び第四項」を「第十条の三第五項から第七項まで」に改め、「第十条の五の四第一項」の下に「、第十条の五の五第五項及び第六項」を加える。

第五条の六の四第二項中「第十条の三第三項及び第四項」を「第十条の三第五項から第七項まで」に改め、「第十条の五の三第三項及び第四項」の下に「、第十条の五の五第五項及び第六項」を加え、同条第十項中「から当該雇用者給与等支給額のうち日々雇い入れられる者」を「のうち同項第六号に規定する継続雇用者（次項から第十三項までにおいて「継続雇用者」という。）に、「を控除した金額」を「（雇用保険法第六十条の二第一項第一号に規定する一般被保険者（第十二項において「一般被保険者」という。）に該当する者に対して支給したものに限り、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第九条第一項第二号に規定する継続雇用制度の対象である者として財務省令で定める者（第十二項において「継続雇用制度対象者」という。）に対して支給したものを除く。以下第十二項までにおいて「継続雇用者給与等支給額」という。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該継続雇用者給与等支給額が零である場合には、一円とする。

第五条の六の四第十一項中「国内雇用者（当該適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される給与等の同条第二項第三号に規定する支給額に係るものに限り、日々雇い入れられる者を除く。」を「継続雇用者（継続雇用者給与等支給額に係るものに限る。」に改め、「合計した数」の下に「（継続雇用者給与等支給額が零である場合には、一）」を加え、同条第十二項を次のように改める。

12　法第十条の五の四第二項第七号に規定する政令で定める金額は、適用年の前年に係る給与等支給額のうち継続雇用者（継続雇用者給与等支給額に係るものに限る。）に係る金額（一般被保険者に該当する者に対して支給したものに限り、継続雇用制度対象者に対して支給したものを除く。次項において「継続雇用者比較給与等支給額」という。）とする。

第五条の六の四第十三項及び第十四項を削り、同条第十五項中「国内雇用者（当該適用年の前年の給与等支給額に係るものに限り、日々雇い入れられる者を除く。」を「継続雇用者（継続雇用者比較給与等支給額に係るものに限る。」に、「（当該適用年の前年において事業を開始した場合には、当該合計した数に十二を乗じてこれを当該適用年の前年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した数）」を「（継続雇用者比較給与等支給額が零である場合には、一）」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第十三項とし、同条第十六項を削り、同条第十七項中「、第十二項、第十三項及び第十四項（前項において準用する場合を含む。）並びに第十五項」を削り、同項を同条第十四項とし、同条の次に次の一条を加える。

（生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第五条の六の五　法第十条の五の五第一項に規定する政令で定めるソフトウエアは、電子計算機に対する指令であつて一の結果を得ることができるように組み合わされたもの（これに関連する財務省令で定める書類を含むものとし、複写して販売するための原本その他財務省令で定めるものを除く。）とする。

2　法第十条の五の五第一項に規定する政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。

一　機械及び装置　一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式。次号において同じ。）の取得価額（所得税法施行令第百二十六条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下この項及び第五項において同じ。）が百六十万円以上のもの

二　工具、器具及び備品　一台又は一基の取得価額が百二十万円以上のもの（当該個人がその年（その年が平成二十六年である場合には法第十条の五の五第一項に規定する指定期間の初日から同年十二月三十一日までの期間に限るものとし、その年が平成二十九年である場合には同年一月一日から同年三月三十一日までの期間に限るものとする。次号及び第四号において同じ。）において、取得（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。次号及び第四号において同じ。）又は製作をして国内にある当該個人の事業の用（貸付けの用を除く。以下この項及び第五項において同じ。）に供した工具又は器具及び備品（それぞれ一台又は一基の取得価額が三十万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額がそれぞれ百二十万円以上である場合の当該工具又は器具及び備品を含む。）

三　建物、建物附属設備及び構築物　一の建物、建物附属設備又は構築物の取得価額が百二十万円以上のもの（当該個人がその年において、取得又は建設をして国内にある当該個人の事業の用に供した建物附属設備（一の建物附属設備の取得価額が六十万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額が百二十万円以上である場合の当該建物附属設備を含む。）

四　ソフトウエア　一のソフトウエアの取得価額が七十万円以上のもの（当該個人がその年において、取得又は製作をして国内にある当該個人の事業の用に供したソフトウエアの取得価額が三十万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額が七十万円以上である場合の当該ソフトウエアを含む。）

3　法第十条の五の五第五項の規定による控除をすべき金額は、その年分の所得税法第九十二条第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税額から控除する。この場合において、当該所得税額から控除をすべき同条第三項に規定する配当控除の額があるときは、まず当該配当控除の額を控除し、次に法第十条の五の五第五項の規定による控除をすべき金額を控除する。

4　法第十条の五の五第五項に規定する所得税の額として政令で定める金額は、同項及び同条第六項並びに法第十条第一項から第六項まで、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第五項から第七項まで、第十条の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第三項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第三項の規定並びに所得税法第九十五条の規定を適用しないで計算したその年分の総所得金額に係る所得税の額に利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、譲渡所得の金額（同法第三十三条第三項第二号に掲げる所得に係る部分については、その金額の二分の一に相当する金額）、一時所得の金額の二分の一に相当する金額及び雑所得の金額の合計額のうちに事業所得の金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。